平成２５年（フ）第１１５号
香川県高松市玉藻町７番21―22号　城東ビル202号室
破産者　藤本　景子（旧姓水口）
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６０号
熊本県水俣市大園町１丁目６番10号
破産者　平山　博文
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第１１０号
埼玉県川口市北原台２丁目10番15号、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市大字戸塚4677番地　レーベンリヴァーレ東川口402号
破産者　荻島　智一
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３０８号
埼玉県朝霞市溝沼１丁目４番20号　サンハイツ朝霞101
破産者　千葉　一祐
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５７７号
埼玉県春日部市南４丁目20番４号　ベルピア一ノ割第２―101号、破産手続開始時の住所さいたま市岩槻区西町５丁目６番５号　レオパレスβ23号室
破産者　宮脇　幸司
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６４４号
さいたま市桜区栄和５丁目３番９号　サンシティ201
破産者　佐藤　裕子
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７１６号
埼玉県久喜市菖蒲町下栢間2538番地の６
破産者　平井　　勇
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７４０号
埼玉県上尾市大字瓦葺1995番地９　ファンタジアⅡ202、旧住所さいたま市岩槻区加倉５丁目４番11号
破産者　白井　　昇
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８１８号
愛知県瀬戸市福元町57番地　ハピネス福元Ａ―202
破産者　小川由美子
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９４２号
名古屋市中区新栄３丁目19番５号　エクセランス新栄406号
破産者　石川　　光
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９６７号
名古屋市西区こも原町31番地　ひかり交通内
破産者　林　　竜彦
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９９０号
名古屋市名東区社が丘２丁目804番地　有限会社シルバーホームほのぼの、住民票上の住所名古屋市千種区山門町１丁目41番地
破産者　安藤　慎悟
法定代理人成年後見人　安藤　恭子
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１０６号
名古屋市北区織部町１番地の９　県営織部住宅１棟801号
破産者　平井　照夫
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１１３号
愛知県海部郡蟹江町大字西之森字海山308番地
破産者　中西　辰幸
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８４７号
北九州市小倉北区中井４丁目３番２号
破産者　山内　由美
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１５２号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目191番地８　神谷アパート２―Ｂ
破産者　池島　久光
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１５３号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目191番地８　神谷アパート２―Ｂ
破産者　池島　友子
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１９１号
沖縄県浦添市牧港２丁目25番５号
破産者　宮里　　守
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部